

くらしの安心情報

情報ファイル NO.111

平成 23 年 10 月 14 日

中学生の娘が携帯のゲームサイトに個人情報を登録したら、他のサイトから商品当選メールが届き、ダイエット食品を購入したようだ。解約できるか？

被害内容

【相談者 50代 男性】

中学生の娘が携帯でポイントをもらえるゲームサイトに個人情報を登録。その後、他のサイトから当選メールが届き、「1万円の商品が1千円で購入できる。500人に1人しか当選しない。」との内容を信じ購入申込みをし、商品代等2300円を代引きで払ったようだ。解約したいが、どうすればよいか…。

対処方法

未成年者が契約を行う場合には、法定代理人(親など)の同意が必要です。同意を得ないで行った契約は取り消すことができますが、未成年者が小遣いとして渡されている範囲で行った契約や、相手をだまして行った契約などは取り消すことができません。

- ・事例では、契約金額が少額であり、未成年者契約の取り消しができない可能性があります。
- ・相談者には、娘が契約した経緯を事業者の説明し、解約交渉するよう助言しました。
- ・未成年者が携帯電話等で不審なサイトにアクセスし、トラブルに巻き込まれる事例が多発しているため、フィルタリングやメールアドレスの変更などの措置を講じることが大切です。
- ・万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談下さい。

当選しちゃった！
お得！



ダイエット食品

発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...TEL:076-432-9233 (消費生活相談) FAX:076-431-2631

076-433-3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX:0766-25-2890